

民法

## 第1 設問

1 BはAに対して本件請負契約に基づき250万円の報酬支払請求をしている。かかる請求が認められるためには上記契約が有効に成立している必要がある。

この点、甲は令和5年7月1日の本件請負契約の締結時点ですでに本件損傷が発生していた。よって、上記契約時においてBの修復債務は履行不能であったといえる（412条の2第1項）。

そして、かかる債務が履行不能であったとしても上記契約は無効となるわけではない。

よって、上記契約は有効だが、Bの修復債務は履行不能のため同項により、AはBに対し修復を請求することができない。

2 では、反対債務について、BのAに対する250万円の報酬債権の行使はできるか。

この点、双務契約の一方の履行不能についてであるため、危険負担（536条）の問題となる。

（1） この点について、「債権者の責めに帰すべき事由」（同条2項）が認められればBの請求は認められる。

ア 上記「債権者の責めに帰すべき事由」が認められるかは諸般の事情にかんがみ、社会通念に基づき判断すべきである。

イ 本件では、本件請負契約を締結するに当たり、BはAに対し甲の状態が修復可能かについて確認し念を押した上で契約を締結している。そしてAはきちんと保管しているから大丈夫だとの回答をしている。

しかし、Aは個人宅における掛け軸の標準的な保管方法に反して保管、放置したため修復不能なまでに甲は損傷したものである。また、Aは、Bからの数回の問い合わせに対し問題ないとのみ答えるのみで甲を放置していた。

以上からすると、Bは調査確認義務を果たしたといえる。他方、Aは、契約を自らBに申し入れておきながら一方当事者として誠実さを欠き信義則（1条2項）上望まれる義務を果たしていない。

ウ したがって、「債権者の責めに帰すべき事由」があるといえる。

（2） 以上より、Bの上記請求は認められる。

## 第2 設問2

### 1 小問（1）

（1） Dは、Cに対し、所有権に基づく乙の引渡しを請求しているため、①Dが乙を所有しており、②Cが乙を占有していることをいう必要がある。本件では、②には争いがないため、①が問題となる。

（2） ア この点、DはBとの売買契約により乙の所有権を取得したと主張する。

しかし、Bは乙をCから無償で預かって管理、保管していたのみであるから

Bには乙の所有権はない。よって無権利のBからDが乙の所有権を取得することもできないのが原則である。

イ もっとも、Dは192条により乙の所有権を取得できないか。

この点、Dは「善意」（186条1項）、無過失（188条参照）が推定される。さらに占有改定（183条）により乙の「占有を始」めている。

しかし、192条の趣旨は公示手段の不十分な動産の占有に公信力を与えることで動産取引の安全を図ることにある。したがって、保護に値する占有が必要と解されるどころ、占有改定はこれに当たらない。

したがって、Dは同条により乙の所有権を取得することはできない。

(3) 以上より、上記Dの請求は認められない。

## 2 小問(2)

(1) 小問(1)と同じく乙の所有権をDが有するかが問題となる。

(2) アこの点、DはBD間の契約により乙の所有権を取得したと主張する。

しかし、Dは「悪意」であり即時取得はできない。また、Bに乙の所有権はなく、BD間の売買は物権的には無効な他人物売買であるから、Dは乙の所有権を取得できないのが原則である。

イもっとも、Dは、Bの乙の占有を信じて取引に入ったとして、94条2項により保護される旨、主張できないか。

この点について、BC間に通謀はなく、同項の直接適用はできない。

しかし、同項の趣旨は虚偽の外観作出に帰責性ある真の権利者の犠牲のもと、取引に入った第三者を保護して取引安全を図ることにある。

そこで、虚偽の外観が存在し、真の権利者に帰責性があり、第三者が善意である場合には、同項が類推適用できると解する。

これを本件についてみるに、Cは6月1日にBに対し乙の返還を請求し、同月3日には自宅へ持ち帰っていることからCに帰責性は認められない。

したがって、Dは同項で保護されない。

ウ以上より、Dの請求は認められない。

以上